

5 都市建指第 634 号
令和 6 年 1 月 23 日

一般社団法人 日本建設業連合会 会長 殿

東京都都市整備局市街地建築部
建築指導課長 佐藤 至

建設工事における安全対策の徹底について（要請）

平素より、東京都の建築行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

建築基準法第 90 条において、工事の施工者は、工事現場の危害を防止するために必要な措置を講じなければならないと規定されており、建築工事現場における危害の防止の徹底が求められております。

しかし、残念ながら今年度、都内の建築工事現場において死亡事故が複数発生しています。また、強風で仮設パネルが落下して周辺へ影響を与えるケース等も生じています。このような事故は、安全管理の周知徹底により未然に防ぐことができたとも考えられ、施工者の建設現場に対する安全への取組みが一層求められます。

このような状況に鑑み、墜落・転落災害防止をはじめ、安全衛生管理活動の的確な実施、安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育を行うこと、万が一建築工事中に事故が発生した場合の報告等、建築工事現場における危害防止の徹底及び事故発生時の的確な対応について要請いたします。会員の皆様にご周知願います。

問合せ先

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課

構造設備担当 元木

電話 03-5388-3363